

令和6年度茨城県就労継続支援B型事業所作業用品等整備事業費補助金Q & A

質問	回答
Q. 交付申請の締切はいつですか？	A. 令和6年11月29日が締切日となります。
Q. パソコン等は購入できますか？	A. 購入できません。事業の目的外使用となり得るものは補助対象外です。
Q. 審査はどのように行われますか？	A. 審査表（非公表）を用いて審査します。
Q. 交付決定日はいつですか？	A. 令和6年12月中旬を予定しています。
Q. 交付決定前に物品を購入した場合、補助の対象になりますか？	A. 交付決定前に購入した物品は「補助対象外」です。
Q. 交付決定後に申請金額を増額することはできますか？	A. 原則、増額はできません。
Q. 年度内に物品を購入できなくてもよいですか？	A. 年度内に購入（導入）できるものでなければ、「補助対象外」です。
Q. 物品等の見積は1者のみでよいですか？	A. 原則、2者以上の見積を用意してください。
Q. 事業計画書の「新規性」はどのように判断すればよいですか？	A. 事業所が行ったことが「ある」内容の場合は、「継続」となります。「ない」内容の場合は、「新規」となります。
Q. 事業計画書は「新規」でないと審査での評価は下がりますか？	A. 事業の内容によって変わります。
Q. 事業計画書の「具体的な数値」は必ず記載しなければならないのでしょうか？	A. 「可能な限り」ですので、必須ではありません。